恵庭市水防計画　新旧対照表

資料 2-1

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正（案）</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>1-5</td><td>第１章　総則
（略）
第３節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
３ 国土交通省（北海道開発局）の責任
（11）都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
（新設）
（略）</td><td>第１章　総則
（略）
第３節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
３ 国土交通省（北海道開発局）の責任
（11）都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
（12）道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供（法第 11 条の２）
（略）</td><td>水防法及び気象業務法改正に基づく北海道水防計画の修正【北海道】</td></tr>
<tr><td>2-1</td><td>第２章　予報及び警報等の伝達
第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類
（略）
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>種　　類</th><th>発表機関</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>気象予警報
・法第 10 条第１項
・気象業務法第 14 条の２第１項</td><td>水防活動用気象注意報
水防活動用気象警報
水防活動用洪水注意報
水防活動用洪水警報</td><td>札幌管区気象台</td><td>一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td></tr>
<tr><td>洪水予報
・法第 10 条第２項
・法第 11 条第１項
・気象業務法第 14 条の２第２項
・気象業務法第 14 条の２第３項</td><td>注意報
警報
情報</td><td>北海道開発局
北海道
札幌管区気象台
共同</td><td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報。</td></tr>
</table></td><td>第２章　予報及び警報等の伝達
第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類
（略）
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>種　　類</th><th>発表機関</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>気象等予報警報
・法第 10 条第１項
・気象業務法第 14 条の２第１項</td><td>水防活動用気象注意報
水防活動用気象警報
水防活動用洪水注意報
水防活動用洪水警報</td><td>札幌管区気象台</td><td>一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td></tr>
<tr><td>洪水予報
・法第 10 条第２項
・法第 11 条第１項
・気象業務法第 14 条の２第２項
・気象業務法第 14 条の２第３項</td><td>洪水注意報
洪水警報</td><td>北海道開発局
北海道
札幌管区気象台
共同</td><td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報。</td></tr>
</table></td><td>字句修正、表現の適正化及び洪水予報に情報はないため削除【北海道】</td></tr>
</table>

恵庭市水防計画　新旧対照表

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>水防警報
・法第 16 条</td><td>待機
準備
出動
指示
解除</td><td>北海道開発局
北海道</td><td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。</td></tr>
</table>

第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等
１　水防活動の利用に適合する予報及び警報
（略）
2-2　（１）水防活動の利用に適合する予報及び注意報の種類並びに内容
法第 10 条第１項及び気象業務法第 14 条の２第１項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。
（略）
2-3　（２）指定河川洪水予報
法第10条第２項、法第11条第１項並びに気象業務法第14条の２第２項及び第３項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。
<table>
<tr><td>水防活動の利用に適合する注意報・警報</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>千歳川（指定河川）洪水注意報</td><td>洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。千歳川氾濫注意情報との標題で発表する。</td></tr>
<tr><td>千歳川（指定河川）洪水警報</td><td>洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。千歳川氾濫警戒情報、千歳川氾濫危険情報または千歳川氾濫発生情報との標題で発表する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>水防警報
・法第 16 条</td><td>待機
準備
出動
指示
解除</td><td>北海道開発局
北海道</td><td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。</td></tr>
</table>

第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等
１　水防活動の利用に適合する予報及び警報
（略）
（削除）
法第 10 条第１項及び気象業務法第 14 条の２第１項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。
（略）
（削除）
</td>
<td>第２節（２）の削除に合わせて項目建てを変更【恵庭市】

幹事会意見による削除【札幌管区気象台】</td>
</tr>
</table>

恵庭市水防計画　新旧対照表

	２　気象情報の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。 （１）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。	２　気象情報の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。 （１）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	北海道地域防災計画と整合性をとるため修正【北海道】
	（２）地方情報、府県気象情報 気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。 気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象台情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。	（２）地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。	北海道地域防災計画と整合性をとるため修正【北海道】 幹事会意見による修正【札幌管区気象台】 地方気象情報、府県気象情報に関する項目であることから削除

恵庭市水防計画　新旧対照表

2-4	（３）台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。 （４）記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所についてはキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 （５）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。	（３）台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。 （４）記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所についてはキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 （５）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。	【北海道】 幹事会意見による修正【札幌管区気象台】 北海道地域防災計画と整合性をとるため修正【北海道】 北海道水防計画の修正【北海道】 幹事会意見による修正【札幌管区気象台】

	３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等 （１）大雨警報（土砂災害）の危険度分布 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で５ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （２）大雨警報（浸水害）の危険度分布 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （３）洪水警報の危険度分布 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （４）流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流	３　大雨警報・洪水警報等を補足する情報 （削除） （１）浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （２）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （３）流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間	幹事会意見による修正【札幌管区気象台】

2-5	れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。 ４　水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達 　気象業務法第 15 条の規定により、道は、札幌管区気象台から法第 10 条第１項及び気象業務法第 14 条の２の規定による気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、関係水防管理者に通知するものとする。 　気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、道は気象情報伝送処理システム（以下、「アデス」という）、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者へ通知される。また、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本から警報事項が市に通知される。水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。 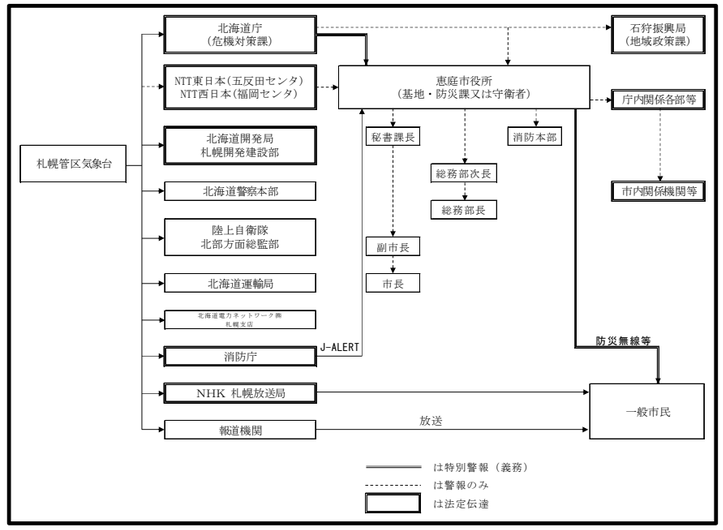 	先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。 ４　水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達 　気象業務法第 15 条の規定により、道は、札幌管区気象台から法第 10 条第１項及び気象業務法第 14 条の２の規定による気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、関係水防管理者に通知するものとする。 　気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、道は気象情報伝送処理システム（以下、「アデス」という）、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者へ通知される。また、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本から警報事項が市に通知される。 （図削除）	北海道水防計画及び水防計画作成の手引きに当該伝達系統図の記載はなく、関係機関との共有も図られていないことから削除【恵庭市】

恵庭市水防計画　新旧対照表

2-6

第３節　指定河川洪水予報

１　洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

知事は、法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に通知する。

洪水の危険レベル	発表する情報〔洪水予報の種類〕	水位の名称	発表基準	市の行動
レベル５	氾濫発生情報〔洪水警報〕	（氾濫発生）	氾濫が発生したとき	直ちに安全確保
レベル４（危険）	氾濫危険情報〔洪水警報〕	氾濫危険水位（特別警戒水位）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	危険な場所から全員避難
レベル３（警戒）	氾濫警戒情報〔洪水警報〕	避難判断水位	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	危険な場所から高齢者等は避難
レベル２（注意）	氾濫注意情報〔洪水注意報〕	氾濫注意水位（警戒水位）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	水防団出動
レベル１	（発表なし）	水防団待機水位		水防団待機

第３節　指定河川洪水予報

１　洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

知事は、法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に通知する。

種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル２相当
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	恵庭市が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル３相当
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	恵庭市が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難の判断を行う。	警戒レベル４相当
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき	恵庭市が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が既に発生していることを示す警戒レベル５に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル５相当

洪水予報及びとるべき行動と警戒レベルについて、関連性を明確にするために一体的に記載するため修正【北海道】

恵庭市水防計画　新旧対照表

<table>
<tr>
<td>2-7</td>
<td>（新設）

（略）

3　国の機関が行う洪水予報の伝達系統図
指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者へ通知される。
国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の伝達系統図は次のとおりである。
 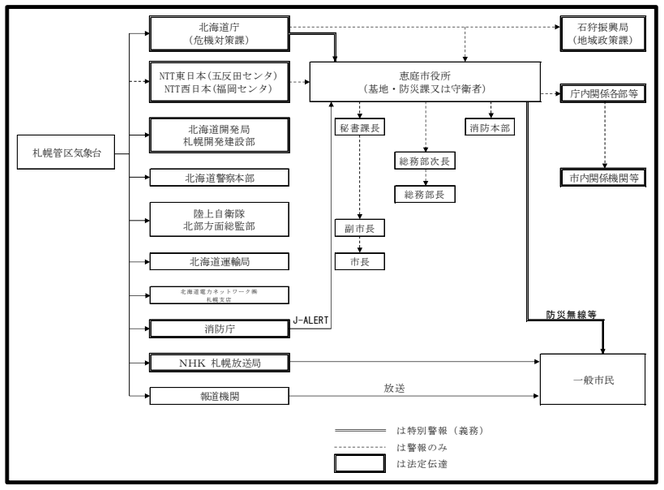
</td>
<td>（水位の危険度レベル、水位の名称等）
<table><tr><th>水位の
危険度レベル</th><th>水位の名称</th><th>発表する洪水予報</th><th>市民に求める
行動等</th></tr><tr><td>レベル１</td><td>水防団待機水位</td><td>（発表なし）</td><td>水防団待機</td></tr><tr><td>レベル２
（注意）</td><td>氾濫注意水位</td><td>氾濫注意情報</td><td>水防団出動</td></tr><tr><td>レベル３
（警戒）</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫警戒情報</td><td>危険な場所から
高齢者等は避難</td></tr><tr><td>レベル４
（危険）</td><td>氾濫危険水位</td><td>氾濫危険情報</td><td>危険な場所から
全員避難</td></tr><tr><td>レベル５</td><td>氾濫の発生</td><td>氾濫発生情報</td><td>直ちに安全確保</td></tr></table>
（略）

3　国の機関が行う洪水予報の伝達系統図
指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者へ通知される。
国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の伝達系統図は次のとおりである。
 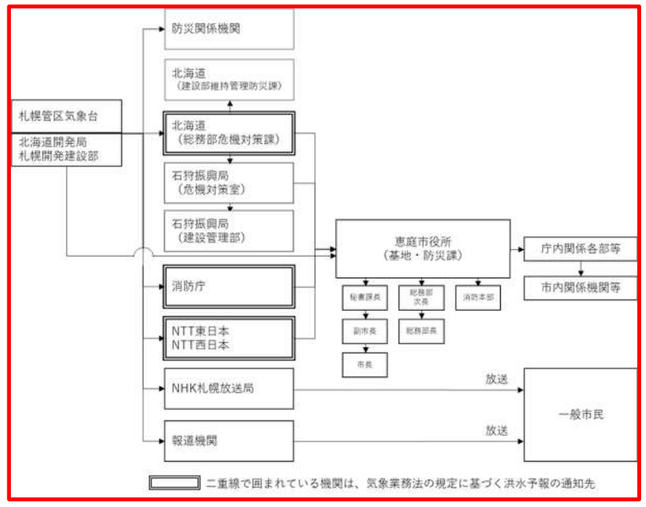
</td>
<td>北海道水防計画の記載に合わせて追加【北海道】

北海道水防計画伝達経路図と整合させるため修正【北海道】</td>
</tr>
</table>

恵庭市水防計画　新旧対照表

2-9	第４節　水防警報 （略） ３　国土交通大臣が行う水防警報 （略） （２）伝達系統図 国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。 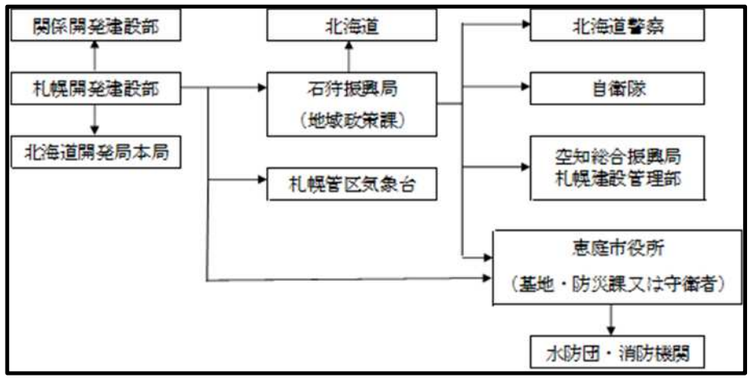 ４　知事が行う水防警報 （略） （２）伝達系統図 知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。 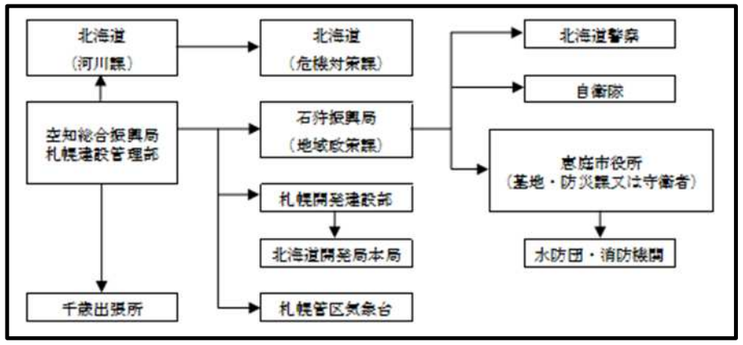 （略）	第４節　水防警報 （略） ３　国土交通大臣が行う水防警報 （略） （２）伝達系統図 国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。 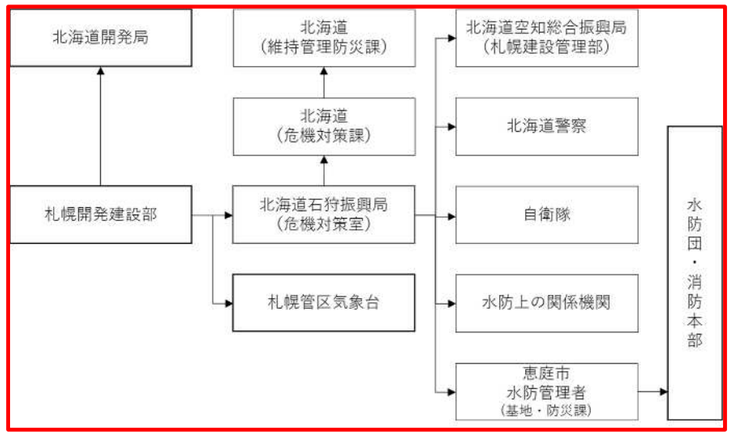 ４　知事が行う水防警報 （略） （２）伝達系統図 知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。 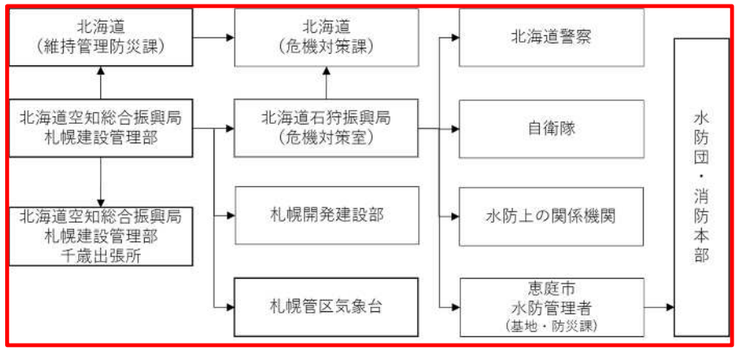 （略）	北海道水防計画伝達経路図と整合させるため修正【北海道】 北海道水防計画伝達経路図と整合させるため修正【北海道】

恵庭市水防計画　新旧対照表

<table>
<tr>
<td>3-1

3-2</td>
<td>
第３章　雨量・水位等の情報収集

（略）

（２）雨量・河川水位（国土交通省）
<table>
<tr><th>名　称</th><th>ＵＲＬ</th></tr>
<tr><td>川の防災情報</td><td>【　Ｐ　Ｃ　版　】　http://www.river.go.jp/
【スマートフォン版】http://river.go.jp/s/
【　携　帯　版　】　http://i.river.go.jp/
【　市町村向け　】　https://city.river.go.jp/</td></tr>
<tr><td>北海道防災情報
（防災対策支援システム）</td><td>http://www.bousai-hokkaido.jp/</td></tr>
<tr><td>札幌管区気象台ホームページ</td><td>https://www.data.jma-net.go.jp/sapporo/</td></tr>
</table>
【参考】

水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。

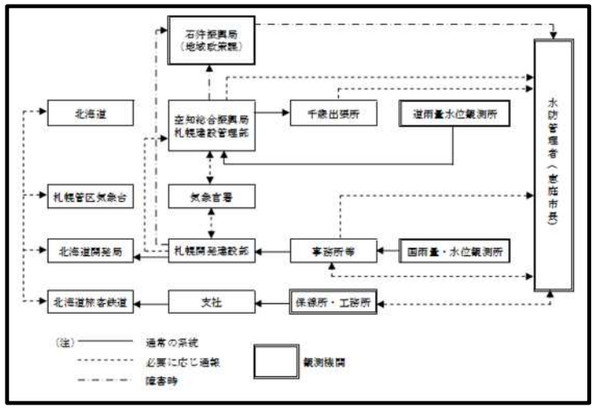

（略）
</td>
<td>
第３章　雨量・水位等の情報収集

（略）

（２）雨量・河川水位（国土交通省）
<table>
<tr><th>名　称</th><th>ＵＲＬ</th></tr>
<tr><td>川の防災情報</td><td>【　Ｐ　Ｃ　版　】　https://www.river.go.jp/
【　市町村向け　】　https://city.river.go.jp/</td></tr>
<tr><td>北海道防災情報
（防災対策支援システム）</td><td>http://www.bousai-hokkaido.jp/</td></tr>
<tr><td>札幌管区気象台ホームページ</td><td>https://www.data.jma.go.jp/sapporo/</td></tr>
</table>
【参考】

水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。

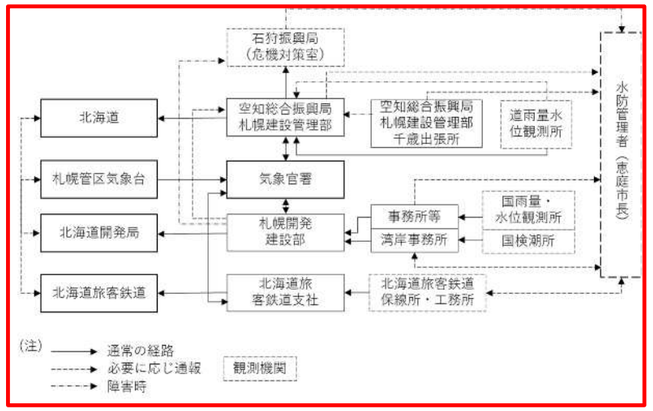

（略）
</td>
<td>幹事会意見による修正【札幌管区気象台】

北海道水防計画伝達経路図と整合させるため修正【北海道】</td>
</tr>
</table>

恵庭市水防計画　新旧対照表

	第５章　通信連絡 （略） ３　電気通信設備の優先利用等 （略）	第５章　通信連絡 （略） ３　電気通信設備の優先利用等 （略）	
5-1	（４）北海道電力株式会社通信施設 （略）	（４）北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設 （略）	分社化による組織変更のため修正【北海道】
	第９章　水防活動 （略） 第５節　決壊通報 １　決壊の通報 （略）	第９章　水防活動 （略） 第５節　決壊通報 １　決壊の通報 （略）	
9-3	（新設）	２　堤防等の決壊・越水等通報系統図 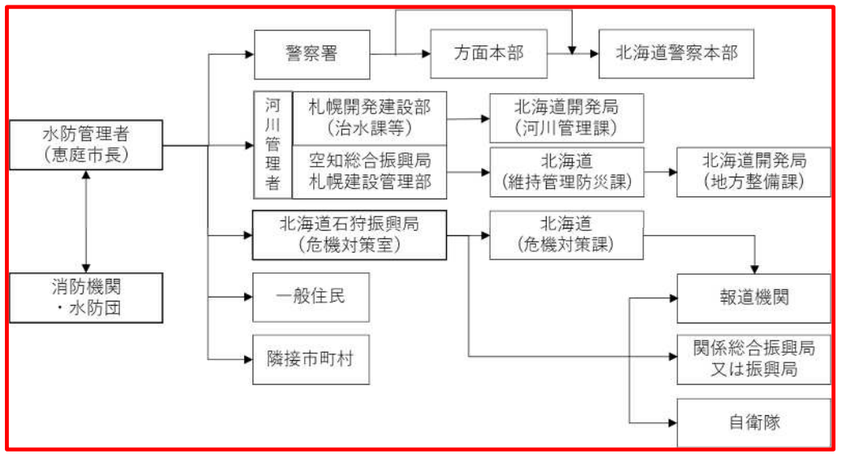 （注）消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。	北海道水防計画に記載があり恵庭市水防計画に記載がないことから追加【北海道】
5-1			

恵庭市水防計画　新旧対照表

<table>
<tr>
<td>10-1</td>
<td>
（新設）

（新設）

（略）
第１０章　協力及び応援
１　隣接市町水防管理団体との協力応援
法第23条第1項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力応援を求めるものとする。
恵庭市
市 役 所 0123-33-3131
消防本部 0123-33-5191
<table>
<tr><th>市町名</th><th>市役所・役場</th><th>消防本部</th></tr>
<tr><td>札幌市</td><td>011-211-2111</td><td>011-215-2080</td></tr>
<tr><td>江別市</td><td>011-382-4141</td><td>011-382-5432</td></tr>
<tr><td>千歳市</td><td>0123-24-3131</td><td>0123-23-3062</td></tr>
<tr><td>北広島市</td><td>011-372-3311</td><td>011-373-2321</td></tr>
<tr><td>長沼町</td><td>01238-8-2111</td><td rowspan="2">南空知消防組合
（所在 栗山町）
0123-72-1835</td></tr>
<tr><td>南幌町</td><td>011-378-2121</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
３　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図
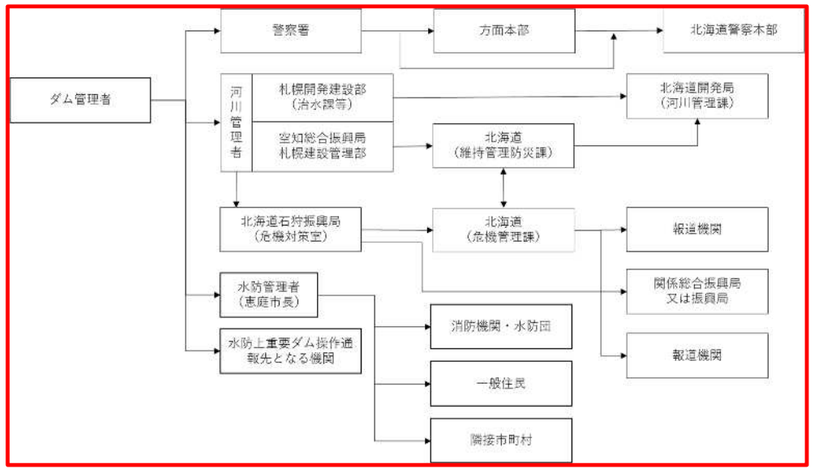

４　決壊・越水後の措置
堤防その他の施設が決壊した時、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

（略）
第１０章　協力及び応援
１　隣接市町水防管理団体との協力応援
法第23条第1項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力応援を求めるものとする。
恵庭市
市 役 所 0123-33-3131
消防本部 0123-33-5191
<table>
<tr><th>市町名</th><th>市役所・役場</th><th>消防本部</th></tr>
<tr><td>札幌市</td><td>011-211-2111</td><td>011-215-2080</td></tr>
<tr><td>江別市</td><td>011-382-4141</td><td>011-382-5432</td></tr>
<tr><td>千歳市</td><td>0123-24-3131</td><td>0123-23-3062</td></tr>
<tr><td>北広島市</td><td>011-372-3311</td><td>011-373-2321</td></tr>
<tr><td>長沼町</td><td>0123-88-2111</td><td rowspan="2">南空知消防組合
（所在 栗山町）
0123-72-1835</td></tr>
<tr><td>南幌町</td><td>011-378-2121</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
北海道水防計画に記載があり恵庭市水防計画に記載がないことから追加【北海道】

幹事会意見による修正【札幌管区気象台】
</td>
</tr>
</table>